

## 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、  
(一社)九州観光推進機構

### 1 地域活性化総合特別区域の名称

九州アジア観光アイランド総合特区

### 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### ① 総合特区の目指す目標

「観光アイランド・九州」として、成長するアジアマーケットの観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じて、地域経済の活性化を図り、ひいては観光立国の推進、日本再生戦略の実現に貢献する。

解説： アジアに最も近い九州は、古くからの交流の歴史を土台とした観光資源に加え、温泉、自然、都市文化など日本の魅力が凝縮された観光アイランドである。

これら九州の魅力ある観光資源を活用し、日常に近い形で往来する韓国人、クルーズ市場拡大により増大する中国人、経済成長が著しく、旅行需要の大幅な拡大が見込まれるタイ人など、アジアからの観光客を呼び込み、多様化するニーズに対応していく必要がある。

クルーズをはじめ、アジアからの観光客誘致を推進することで、成長するアジアの活力を九州に取り込み、観光振興を通して九州地域経済の活性化を図る。これにより観光立国の実現、日本再生戦略の実現に貢献する。

また、アジアからの更なる誘客の増加を図るため、中国人観光客への観光数次査証の導入を働きかけるほか、外国人観光客に対するおもてなしの向上、充実に向け、「外国人就労機会の拡大」、「着地型旅行商品の販売促進」の実施に向けて取り組むとともに、必要な規制緩和を求めていく。

#### ② 評価指標及び数値目標

評価指標 (1)：アジアを中心とした九州への入国外国人数

数値目標 (1)：283 万人 (2015 年) → 362 万人 (2020 年)

評価指標 (2)：九州における訪日外国人の年間観光消費額

数値目標 (2)：3,424 億円 (2015 年) → 5,149 億円 (2020 年)

評価指標 (3)：特区ガイド稼働者数

数値目標 (3)：32 人 (2015 年) → 64 人 (2020 年)

### 3 特定地域活性化事業の名称

訪日外国人観光を取り巻く変化、クルーズやLCC等に代表される新たな旅行移動手段の台頭、外国人観光市場の変化に対応するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、成長するアジアからの観光客を呼び込み多様化するニーズに対応するべく、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施、情報発信によるより一層の地域活性化に係る取組を行っている。

#### ① <アジアからの観光客誘致促進事業>

(外国人観光客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業)

#### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

特になし

#### 5 構造改革特区法の特定事業の名称

訪日外国人観光を取り巻く変化、クルーズやLCC等に代表される新たな旅行移動手段の台頭、外国人旅行市場の変化（中国市場拡大、韓国、台湾市場における個人旅行への変化、タイをはじめとする東南アジア市場のビザ緩和による旅行需要の拡大）に対応するため、規制の特例措置等を活用しながら、「地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）養成支援」を実施する。

特区の区域内において、通訳案内士以外の研修を経た地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）を育成し、有償ガイドとして旅行会社等に提供することで、九州で不足しているアジアからの観光客に対する通訳案内士を補完し、訪日外国人からのニーズにきめ細かく対応できる取組を行っていく。

① <アジアからの観光客誘致促進事業>

（構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業）、別紙2-9）

## 別紙2-8 <地域において講ずる措置>

### 1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・海外に向けた情報発信事業  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 24,500 千円）
- ・訪日リピーターへのプロモーション  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 3,400 千円）
- ・ASEAN市場の開拓  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 28,500 千円）
- ・中国からの誘客拡大  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 31,500 千円）
- ・台湾からの誘客拡大  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 12,000 千円）
- ・香港からの誘客拡大  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 6,000 千円）
- ・韓国からの誘客拡大  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 19,000 千円）
- ・大型クルーズの誘致  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 2,000 千円）
- ・外国人対応可能な観光案内所の拡充・ネットワーク化  
（(一社)九州観光推進機構：H28年度予算額 4,500 千円）

### 2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

特になし

### 3 地方公共団体等における体制の強化

・九州地方知事会と経済団体（(一社)九州経済連合会・九州商工会議所連合会・九州経済同友会・九州経営者協会）でつくる「九州地域戦略会議」は、九州が一体となって取り組むべき施策として九州観光戦略を策定。この戦略を展開するうえでの実行組織として、官民の協力のもとに、2005年4月に九州観光推進機構を設立、2014年4月に一般社団法人化を行った。

（一社）九州観光推進機構は、九州7県及び旅行会社、交通事業者（鉄道、航空）等の観光関係企業を中心とし、資金と人員の提供がなされるなど、多種多様な組織が連携している。

また同機構の国内及び海外の誘致部門による営業プロモーション活動を通じ、国内外とのネットワークも構築されている。

### 4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・九州一体で観光振興を図るため、九州各県において積極的にアジアからの観光客誘致についての取り組みを進める。今後、時間の経過や社会環境の変化に伴い、新たに九州内で特区を活用した観光施策があれば、地域協議会で協議を行い、九州全体で地域の課題解決を図る。

## 別紙 2 - 9

### <構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業）>【1 / 1】

#### 1 構造改革特区法の特定事業の名称

<アジアからの観光客誘致促進事業>

（構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業））

#### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び福岡市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた中国語・韓国語・タイ語の通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受けた者

#### 3 特定地域活性化事業の内容

##### ① 事業概要

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び福岡市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた、中国語・韓国語・タイ語の通訳案内に関する研修を修了し、福岡県知事の登録を受けた地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）の育成、確保及び活用を図る。

##### ② 事業に関与する主体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、（一社）九州観光推進機構（研修実施主体）

##### ③ 事業が行われる地域

九州全域

##### ④ 事業の実施期間

平成 29 年度から平成 32 年度

##### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

##### ⑥ その他

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 43 条第 8 項、第 9 項及び第 10 項の規定により準用する通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 19 条、第 32 条第 2 項及び第 35 条第 1 項の一の指定地方公共団体は福岡県とする。

#### 4 当該特別の措置の内容

##### ① 特例措置の必要性について

九州のインバウンド（訪日外国人旅行者受入れ）の特徴としては、その地理的条件からアジア地域の比率が高いこと（全国 83.5% に対し、九州は 96.0%）が挙げられる。<図表 1>

東アジアのうち韓国市場は、九州を訪れる外国人観光客数全体の 59.4% を占める重要市場である。観光客の F I T 化、旅行ニーズの多様化が進んだ成熟市場であり、ニーズを踏まえ、九州観光に関する詳細かつ新鮮な情報を継続的に提供することが必要である。

中国市場は短期的には外部環境に左右されやすい市場であるが、長期的には最も拡大が期待できると見込んでおり、将来的には重点的に取り組んでいくべき市場である。

日中関係の改善による訪日観光需要の増大に備えて、中国観光関係者との関係を維持しつつ、現状でも底堅く推移している個人観光客の誘客、回復の兆しがある団体旅行客の誘客など市場の動向に応じて取組を拡大することが必要である。

東南アジアのうちタイ市場は、現状では規模が小さいものの経済成長が著しく、ビザ要件の緩和（2013 年 7 月 1 日より数次ビザ（滞在期間 90 日）からビザ免除（滞在期間 15 日）に緩和）もあり、今後とも、旅行需要の大幅な拡大が見込まれる有望市場である。2014 年 6 月よりジェットスタ

ー・アジアが福岡ーバンコク便を就航しており、LCC運航による新たな旅行需要の拡大が見込まれる。

以上のような背景を踏まえ、九州への誘客や受入体制整備を行うため、より質の高い観光ガイドの育成が必要とされている。

### <図表1:入国外国人の分析>

#### ◆直接入国外国人人数（2015年） <14条(クルーズ船)を除く>

(単位:人・%)

	全国		九州	
<b>合計</b>	<b>19,688,247</b>	<b>100.0%</b>	<b>2,045,117</b>	<b>100.0%</b>
<b>アジア</b>	<b>16,446,943</b>	<b>83.5%</b>	<b>1,962,587</b>	<b>96.0%</b>
中国	4,497,238	22.8%	191,397	9.4%
台湾	3,576,210	18.2%	278,618	13.6%
中国〔香港〕	1,473,141	7.5%	141,789	6.9%
中国〔その他〕	83,468	0.4%	7,197	0.4%
インド	108,635	0.6%	2,196	0.1%
インドネシア	210,412	1.1%	4,448	0.2%
韓国	4,252,389	21.6%	1,215,372	59.4%
フィリピン	388,896	2.0%	15,500	0.8%
タイ	822,037	4.2%	60,849	3.0%
ベトナム	197,270	1.0%	12,454	0.6%
その他	837,247	4.3%	32,767	1.6%
<b>ヨーロッパ</b>	<b>1,312,880</b>	<b>6.7%</b>	<b>34,778</b>	<b>1.7%</b>
<b>アフリカ</b>	<b>36,005</b>	<b>0.2%</b>	<b>870</b>	<b>0.0%</b>
<b>北アメリカ</b>	<b>1,343,018</b>	<b>6.8%</b>	<b>33,365</b>	<b>1.6%</b>
<b>南アメリカ</b>	<b>115,609</b>	<b>0.6%</b>	<b>834</b>	<b>0.0%</b>
<b>オセアニア</b>	<b>432,825</b>	<b>2.2%</b>	<b>12,643</b>	<b>0.6%</b>
<b>無国籍</b>	<b>967</b>	<b>0.0%</b>	<b>40</b>	<b>0.0%</b>

※ 出典：法務省「出入国管理統計」

一方、九州における平成28年4月1日現在の登録済みの通訳案内士は、中国語が128名、韓国語が94名、タイ語が0名である。<図表2>

通訳案内士1人当たりの入国外国人数は、中国語は全国4,047人に対し、九州は4,836人、韓国語は全国4,024人に対し、九州は12,930人、タイ語に至っては、九州における通訳案内士は0人であり、現在の通訳案内士の数では対応が困難な状況である。<図表3>

<図表2:通訳案内士数 延べ登録者数内訳>

(単位:人・%)

平成28年(2016年)4月1日現在

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計	言語比	全国	言語比
英語	278	26	61	57	55	37	52	566	67.1%	14,320	69.0%
	49.1%	4.6%	10.8%	10.1%	9.7%	6.5%	9.2%				
フランス語	8	0	3	3	0	4	1	19	2.3%	920	4.4%
	42.1%	0.0%	15.8%	15.8%	0.0%	21.1%	5.3%				
スペイン語	7	1	0	0	2	1	0	11	1.3%	817	3.9%
	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%	0.0%				
ドイツ語	14	3	0	0	1	2	0	20	2.4%	576	2.8%
	70.0%	15.0%	0.0%	0.0%	5.0%	10.0%	0.0%				
中国語	70	5	8	16	11	7	11	128	15.2%	2,380	11.5%
	54.7%	3.9%	6.3%	12.5%	8.6%	5.5%	8.6%				
イタリア語	3	0	1	0	0	0	0	4	0.5%	210	1.0%
	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
ポルトガル語	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1%	131	0.6%
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
ロシア語	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1%	308	1.5%
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
韓国語	59	3	11	9	5	2	5	94	11.1%	1,057	5.1%
	62.8%	3.2%	11.7%	9.6%	5.3%	2.1%	5.3%				
タイ語	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	28	0.1%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
合計	441	38	84	85	74	53	69	844	100.0%	20,747	100.0%
	52.3%	4.5%	10.0%	10.1%	8.8%	6.3%	8.2%				

※九州運輸局公表データ(平成28年(2016年)4月1日現在)

<図表3:通訳案内士1人当たりの入外国人数>

(単位:人)

圏域	言語	全国			九州		
		年間入国者数 A	通訳案内士数 B	通訳案内士1人 当たり 人数 A/B	年間入国者数 A	通訳案内士数 B	通訳案内士1人 当たり 人数 A/B
中国	中国語	4,497,238	2,380	4,047	191,397	128	4,836
中国(台湾)		3,576,210			278,618		
中国(香港)		1,473,141			141,789		
中国(その他)		83,468			7,197		
小計		9,630,057			619,001		
韓国	韓国語	4,252,389	1,057	4,024	1,215,372	94	12,930
タイ	タイ語	822,037	28	—	60,849	0	—

② 地域限定特例通訳案内士(特区ガイド)の養成研修について

◎内容について

九州における地域限定特例通訳案内士(特区ガイド)の養成においては、クルーズ船観光、広域周遊観光ともに対応できる人材の育成を行う。

当該地域活性化総合特別区域の特性に応じた、九州7県、福岡市、(一社)九州観光推進機構が行う中国語・韓国語・タイ語の通訳案内に関する研修を受講させることとする。

なお、2015年度以降の研修に係る新規応募者に対し、応募要件となる語学能力に係る事前審査を行う。

事前審査は、日本語を母語とする者は中国語・韓国語・タイ語のうち選択する言語、日本語以

外を母語とする者は日本語に係る筆記試験とする。  
以下各項目の内容について述べる。研修は日本語で実施する。

(単位: 時間)

研修項目	研修内容	研修時間		想定する講師
		母語(日本語) (※)	母語(中国語、韓国語、タイ語)	
オリエンテーション	・研修の開催に当たっての説明 ・特区ガイドと通訳案内士制度との違いについての説明	2	2	
観光語学研修	・中国語・韓国語・タイ語のいずれかを用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図る知識 ・観光案内業務、情報提供、旅行相談等の対応ができる知識	5	5	語学研修講師経験者等
九州観光の概要	・インバウンド(訪日旅行)ツアー概要 ・九州の歴史・文化、自然・地理・気候特色 ・九州の観光資源・伝統行事、産業・特産品	10	10	通訳案内士有資格者、観光業界関係者等
日本語・文化・マナー	・日本語表現 ・日本の習慣、マナー	3	3	日本語教師、マナー研修講師経験者有資格者等
ホスピタリティ	・外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなしの精神	2	2	ホスピタリティ研修講師経験者
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する事務等	5	5	観光庁長官の登録を受けた機関から派遣するもの
救急救命	・成人に対する心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸) ・AEDの使用法、止血方法等 ・訓練用人形やAEDトレーナーを使った実技	3	3	消防局職員等
実務研修	・模擬ツアーでのガイドスキル向上研修 ○クルーズ船観光を想定したコース ○広域周遊観光を想定したコース	18	18	通訳案内士有資格者等
計		48	48	

(※) 日本語のほか、選択する言語以外を母語とする者を含む。

○「オリエンテーション」(研修時間: 2時間)

研修の開催に当たっての説明及び地域限定特例通訳案内士(特区ガイド)と通訳案内士制度との違いについて説明を行う。

○「観光語学研修」(研修時間: 5時間)

中国語・韓国語・タイ語のいずれかを用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図ることができ、観光案内業務、情報提供、旅行相談等の対応ができるよう、観光に特化した語学研修を行う。

○「九州観光の概要」（研修時間：10 時間）

インバウンド（訪日旅行）ツアー概要について受講させる。また、九州の歴史・文化、自然・地理・気候特色、観光資源・伝統行事、産業及び特産品についても学ばせるものとする。

○「日本語・文化・マナー」（研修時間：3 時間）

日本語表現、日本の習慣・マナーに関する内容を受講させる。

○「ホスピタリティ」（研修時間：2 時間）

外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について学ばせるものとする。

○「旅程管理」（研修時間：5 時間）

観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内旅程管理研修について受講させる。旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等を学ばせるものとする。

○「救急救命」（研修時間：3 時間）

消防局等が実施する講習を受講させることで、成人に対する心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸）やAEDの使用法・止血方法などを学ばせる。また、訓練用人形やAEDトレーナーを使った実技も行い、救急救命の知識・技術を習得させることとする。

○「実務研修」（研修時間：18 時間）

模擬ツアーでのガイドスキル向上研修を行う。  
クルーズ船観光を想定したコースと、広域周遊観光を想定したコースを行い、ともに対応できる人材の育成を行う。

以上により、総研修時間は 48 時間とする。

◎効果測定方法について

上記研修を全日程修了した者について口述試験を行う。スピーキング能力、プレゼンテーション能力、ガイド能力、緊急対応力についての審査を各言語について実施する。中国語検定 2 級・ハングル能力検定 2 級・実用タイ語検定 2 級相当以上のレベルであることを確認する。母語が中国語・韓国語・タイ語とする者にあつては、日本語コミュニケーション能力も測定する。

審査にあつては、現役の通訳案内士、現役の語学講師やその言語を母語とする者及び観光関連業務従事者等により行うものとする。

③ 実施体制について

事業の実施主体である九州 7 県、福岡市及び（一社）九州観光推進機構から、統括責任者として適格性の認められる団体等に委託を行い、実施事務局を置くこととする。

当該実施事務局の管理のもとに研修運営・実施を行う。

また、地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）登録者名簿は、（一社）九州観光推進機構等にて登録・管理を行い、随時、旅行会社等に対して情報提供を行うことにより、当該特区ガイドが円滑に活用される環境を整える。

④ 顧客の求める日時に応じて地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）を常時手配できる方法

ガイド取扱事業者が、県知事登録した特区ガイドに対してガイドの依頼等を行う仕組みとして、本人の了承の下、特区ガイドの氏名・連絡先等必要な情報を、（一社）九州観光推進機構のホームページで公表すること及びガイド取扱事業者に対して同機構から情報提供を行うことにより、土日を含め特区ガイドが円滑に確保・活用できる体制をとる。

⑤ 地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）のPRについて

県や市の広報誌やホームページ等を活用し周知を図るとともに、新たに地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）制度を創設・運営している旨、旅行会社や添乗員派遣会社等に周知を行い、クルーズ客船寄港時等、一度に多くの人材の確保が必要な場面での積極的な活用の促進を図る。

また、当該特区においては留学生を活用することも想定しているため、在籍する大学・大学院・日本語学校等へ制度の周知を行うものとする。

⑥ 通訳案内士制度と地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）制度とは別の制度であることの周知に係る方法

地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）の受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

また、旅行会社等に対しても現行の通訳案内士等とは異なる制度であることについて、ホームページや説明会等を活用し周知を行う。

⑦ 研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）登録者に対し、フォローアップ研修を行う。質の向上を目的とし、九州全体の特区ガイドレベルの底上げを図る。

将来的には、通訳案内士（国家資格）人材へとつなげるものとする。

### 別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

#### ② 主体が特定されていない場合

対象事業名	<地域限定特例通訳案内士育成等事業> (別紙2-9関係)
これまでの調整状況	<p>2013年3月 九州アジア観光アイランド総合特区地域協議会において総合特区計画申請を協議</p> <p>2013年4月 通訳案内士関係団体へ協力を要請、了解を得る。</p> <p>2016年9月 九州7県、福岡市と総合特区計画の更新について、協議開始</p> <p>2017年1月 新たな総合特区計画について、九州7県、福岡市の合意を得る。</p>
特定する方法	九州7県、福岡市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、口述試験に合格のうえ、地域活性化総合特別区域通訳案内士(特区ガイド)として登録する。
今後の予定	<p>&lt;(一社)九州観光推進機構&gt;</p> <p>2017年4月~2018年3月(通年) 制度周知・広報</p> <p>2017年4月~5月 受託業者の選定・委託・カリキュラム作成</p> <p>2017年5月 理事会にて協議(事業計画)</p> <p>2017年6月、11月 理事会にて協議(事業進捗)</p> <p>2018年3月 理事会にて協議・検証(事業成果)</p> <p>&lt;九州7県:福岡県は毎年、その他の6県は隔年開催&gt;</p> <p>・研修実施県(第1期)</p> <p>2017年5月~6月 研修受講者の募集</p> <p>2017年7月 受講者決定のための事前審査~決定</p> <p>2017年8月~9月 研修実施~修了者の登録</p> <p>2017年9月~10月 試験~合格発表</p> <p>・研修実施県(第2期)</p> <p>2017年5月~7月 研修受講者の募集</p> <p>2017年8月~9月 受講者決定のための事前審査~決定</p> <p>2017年10月 研修実施~修了者の登録</p> <p>2017年11月 試験~合格発表</p>

	<p>・研修未実施県 2017年11月 試験～合格発表</p>
--	---

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	九州アジア観光アイランド総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年3月22日
地域協議会の構成員	別表のとおり
協議を行った日	<p>&lt;地域協議会&gt; 平成25年3月15日、平成29年1月12日</p> <p>&lt;個別協議&gt; 平成24年4月26日、平成24年5月22日、平成24年7月25日、平成24年8月2日、平成24年8月29日、平成25年7月18日、平成25年9月11日、平成25年11月7日、平成26年3月7日、平成26年9月4日、平成26年11月25日、平成28年8月4日、平成28年9月13日</p>
協議の方法	協議会の開催及び個別協議
協議会の意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度申請では、評価・調査検討会から「重複する地域での類似の提案であるため、対象地域や事業内容の調整・見直しが必要である。」との指摘事項を受けているので、今回の申請では十分な調整・見直しを行いながら申請内容を詰めていかなければならない。特に、特区ガイドの育成が類似提案であったと思われるので、確実に調整する必要がある。</li> <li>・九州では通訳案内士が不足しているため、特区ガイド育成は必要。</li> <li>・地域の情報、商業施設の情報に詳しいガイドが必要。一般的知識より商業施設の案内や商品の詳細な説明など、地域に密着した情報を持つガイドを育成してほしい。</li> <li>・特区ガイドには日本のマナーなどを学んでもらい、それを観光客に伝える教育を実施してほしい。そうすれば、市民のクルーズに対する印象もより良いものになる。</li> <li>・特区ガイドが有効に活用されるための方策が必要。マッチングシステムを構築する等、単に育成するだけでなく旅行会社等が活用できるような運用が求められる。</li> <li>・国に対する単なる要望事項であっても、地域の課題を認識してもらうという点において一定の意義が認められることから、申請書に記載してもよいのではないかと。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内士制度の見直しにより業務独占が廃止される方向だが、特区ガイドの育成は継続し、これまで育成したガイドの活動率をあげていく方向に舵を切る必要がある。そのため特区ガイドのスキルアップ、事業者とのマッチングを促進し、特区ガイドの質を高めることで、九州の観光の質の向上が図られる。</li> <li>・国に提出する様式に新たな提案事項を記載する項目がなくとも、総論的な記述の中で新たな提案事項（下記①～③）については、明記すべきではないか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①中国人観光客への観光数次査証の導入</li> <li>②外国人就労機会の拡大</li> </ul> </li> </ul>

	③着地型旅行商品の販売促進
意見に対する対応	意見を踏まえ、変更の認定申請書に記載することで対応する。

## 別表

### 「九州アジア観光アイランド総合特区」地域協議会構成員名簿

(代表者会議)

団体・役職名	氏名	備考
福岡県知事	小川 洋	
佐賀県知事	山口 祥義	
長崎県知事	中村 法道	
熊本県知事	蒲島 郁夫	
大分県知事	広瀬 勝貞	
宮崎県知事	河野 俊嗣	
鹿児島県知事	三反園 訓	
福岡市長	高島 宗一郎	
(一社)九州観光推進機構会長	石原 進	

#### 【アジアからの外客誘致促進部会】

企業・団体名	企業・団体名
福岡県	ANAセールス(株)
佐賀県	亀の井バス(株)
長崎県	九州産業交通ホールディングス(株)
熊本県	九州旅客鉄道(株)
大分県	九電産業(株)
宮崎県	(株)近畿日本ツーリスト九州
鹿児島県	ジェイアール九州バス(株)
福岡市	シーアイティーエス・ジャパン(株)
(一社)九州観光推進機構	(株)JTB九州
(公社)福岡県観光連盟	(株)シェティビタービズネスサポート九州
(一社)佐賀県観光連盟	(株)ジャルパック
(一社)長崎県観光連盟	(株)DREAM INTERFACE
(公社)熊本県観光連盟	トップツアー(株)
(公社)ツーリズムおおいた	西鉄旅行(株)
(公財)みやざき観光コンベンション協会	(株)日本旅行九州営業本部
(公社)鹿児島県観光連盟	宮交ホールディングス(株)
(株)エイエイピー福岡支店	(株)リクルートライフスタイル
名鉄観光サービス(株)	

【クルーズアイランド推進部会】

企業・団体名	企業・団体名
福岡県	(株) J T B 九州
佐賀県	(財)福岡観光コンベンションビューロー
長崎県	(株)エイチ・アイ・エス
熊本県	ホーム・リング商会 博多支店
大分県	シーアイティーエス・ジャパン(株)
宮崎県	(一社)日本旅行業協会
鹿児島県	We L o v e 天神協議会
福岡市	福岡商工会議所
(一社)九州観光推進機構	太宰府市
博多まちづくり推進協議会	

【ニューツーリズム拡大部会】

企業・団体名	企業・団体名
大分県	(公社)福岡県観光連盟
福岡県	(一社)佐賀県観光連盟
佐賀県	(一社)長崎県観光連盟
長崎県	(公社)熊本県観光連盟
熊本県	(公社)ツーリズムおおいた
宮崎県	(公財)みやざき観光コンベンション協会
鹿児島県	(公社)鹿児島県観光連盟
(一社)九州観光推進機構	

別添7 特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域限定特例通訳案内士育成等事業

**別添9 構造改革特区法の特定事業の行程表及びその内容を説明した文書**

＜地域限定特例通訳案内士（特区ガイド）制度の研修実施スケジュール＞

地域限定特例通訳案内士(特区ガイド)制度 研修実施スケジュール	平成 ( N ) 年 度												平成 ( N + 1 ) 年 度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
制度周知・広報	→																							
機構	→																							
受託業者の選定・委託・カリキュラム作成	→												→											
理事会にて協議(事業計画)	→												→											
理事会にて協議(事業進捗)	→												→											
理事会にて協議・検証(事業成果)	→												→											
福岡県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
佐賀県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
長崎県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
熊本県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
大分県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
宮崎県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											
鹿児島県	→																							
研修受講者の募集	→												→											
受講者決定のための事前審査～決定	→												→											
研修実施～修了者の登録	→												→											
試験～合格発表	→												→											

※ ①福岡県は毎年研修実施。②その他6県は隔年研修実施。③受験会場は、研修修了者が選択する任意の1箇所のみ。